

①「住宅用太陽光発電システム」を設置する方へ

「住宅用太陽光発電システム」とは…

太陽の光を電気(直流)に変える太陽電池と、その電気を直流から交流に変えるインバーターなどの機器によって構成されるシステムのことです。

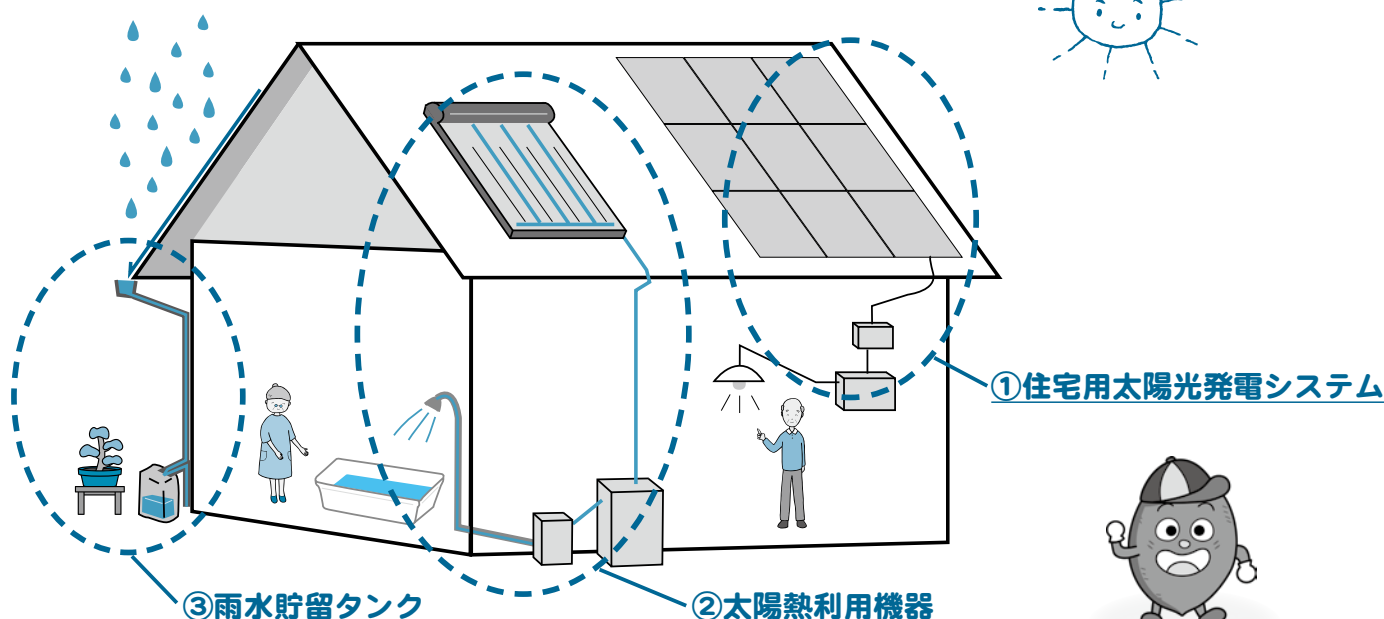
■**対象者** ①村内の一戸建て住宅(店舗等の併用住宅を含む)に太陽光発電システムを設置した、または村内の太陽光発電システム付き一戸建て住宅を購入した②村税の滞納がない③電力会社から発行される「購入電力量のお知らせ」(検針票)の、お客さま設備情報内に記載される「お客さま設備の買取期間起算日」が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間——を満たす方

■**対象設備** ①太陽電池の公称最大出力の合計値が10キロワット未満②日本工業規格(JIS)等で認められている③未使用品(中古品は対象外)④電力会社と受給契約を結び、かつ余剰電力の買取契約を結んでいる(全量買い取りは対象外)——を満たす住宅用太陽光発電システム

■**補助金額** 出力1キロワット当たり4万5,000円(上限18万円)

村では、環境に配慮した住宅用設備を積極的に支援することによって、地球環境の保全と村民の皆さんの環境保全意識の高揚を図りながら、環境に優しい街づくりを推進していくために、①住宅用太陽光発電システム、②太陽熱利用機器、③雨水貯留タンクを設置した方に、補助金を交付します。

「住宅用太陽光発電システム」 「太陽熱利用機器」 「雨水貯留タンク」 設置費の一部を補助します



③「雨水貯留タンク」を設置する方へ

「雨水貯留タンク」とは…

屋根の雨どい等に接続して、雨水を貯留タンクにためる設備です。ためた雨水は、普段は庭木や家庭菜園等の水まきに使うことで、水道水の節約になるほか、災害などの緊急時には生活用水として利用できます。また、各家庭で一時的に雨水をためることで、近年多発しているゲリラ豪雨等による、水害の軽減につながることも期待されています。

■**対象者** ①村内の一戸建て住宅(店舗等の併用住宅を含む)に雨水貯留タンクを設置した、または村内の雨水貯留タンク付き一戸建て住宅を購入した②村税の滞納がない③設置工事完了日が平成27年4月1日～平成28年3月31日——を満たす方

■**対象機器** ①容量が100リットル以上②日本工業規格(JIS)等で認められている②未使用品(中古品は対象外)——を満たす雨水貯留タンク

■**補助金額** 設置費用の2分の1(上限3万円)

②「太陽熱利用機器」を設置する方へ

「太陽熱利用機器」とは…

太陽の熱エネルギーを集めてお湯や暖房に利用するシステムです。集熱器と貯湯槽を共に屋根の上に設置する「太陽熱温水器」をはじめ、集熱器だけを屋根の上に設置し、貯湯槽は別の場所に設置するものや、補助熱源として給湯器を内蔵しているものなど、さまざまな種類があります。

■**対象者** ①村内の一戸建て住宅(店舗等の併用住宅を含む)に太陽熱利用機器を設置した、または村内の太陽熱利用機器付き一戸建て住宅を購入した②村税の滞納がない③設置工事完了日が平成27年4月1日～平成28年3月31日——を満たす方

■**対象機器** ①日本工業規格(JIS)等で認められている②未使用品(中古品は対象外)——を満たす太陽熱利用機器

■**補助金額** 3万円(定額)

①～③の共通事項

■補助の対象とならない場合があります

①・②・③それぞれの対象に該当していても、次のいずれかに該当する場合は補助対象とはなりませんので、ご注意ください。

- ▼①または②の申請をする場合で、過去に村から①または②の補助金の交付を受けている方、またはその方と生計を一にする方
- ▼増設または付け替えをする場合
- ▼住宅に供給する目的以外で設置する場合
- ▼賃貸・販売等、営利目的で設置する場合
- ▼店舗・事務所を兼ねる住宅のうち、延床面積の2分の1以上が住居に供されていない場合
- ▼法人の場合
- ▼同一建物につき複数の申請をする場合

■その他

申請は先着順に受け付け、予算額に達した時点で終了します。

■申し込み・問い合わせ

環境政策課(役場行政棟4階)備え付けの「東海村住宅用環境配慮型設備設置費補助金交付申請書」に必要事項を記入の上、4月20日(月)以降(土・日曜日と祝日を除く)の午前8時30分～午後5時15分に、環境政策課環境保全担当(☎282-1711 内線1451)へ申し込みください。※申請書は、村公式ホームページからもダウンロードできます。

